

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.20
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【氏名又は名称】	株式会社 麻生 取締役社長 麻生 巖
【住所又は本店所在地】	福岡県飯塚市芳雄町7番18号
【報告義務発生日】	2024年11月20日
【提出日】	2024年11月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	住石ホールディングス株式会社
証券コード	1514
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 麻生
住所又は本店所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1966年11月4日
代表者氏名	麻生 巖
代表者役職	取締役社長
事業内容	医療関連事業，建設関連事業等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
電話番号	092（832）2011

(2)【保有目的】

提出者の連結子会社とすることを目的とした保有（重要提案行為等を行うことを含みます。）

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		34,044,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	34,044,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			34,044,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年11月20日現在)	V	67,222,853
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		50.64
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		49.75

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年10月30日	第二種優先株式	7,140,000	10.81	市場外	取得	1,032
2024年11月15日	第二種優先株式	7,140,000	10.81	市場外	処分	第二種優先株式に付された取得請求権の行使
2024年11月15日	普通株式	8,330,000	12.39	市場外	取得	第二種優先株式に付された取得請求権の行使による取得

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、2024年5月15日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。

本資本業務提携契約では、提出者は、提出者による発行者の連結子会社化に際し、発行者の株式の東京証券取引所への上場を維持する方針であることを確認し、発行者の株式について上場維持基準に抵触するおそれが生じ、発行者が合理的に要請した場合には、提出者は、上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じることを合意しています。

本資本業務提携契約において、提出者が保有する発行者の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、提出者が要請する場合には、発行者と提出者の間で別途合意する方法によって、提出者が保有する発行者の株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとることを合意しています。また、(i)提出者が保有する発行者の普通株式について、第三者に譲渡、移転、担保権の設定若しくは承継その他の方法による処分を行おうとする場合、又は、(ii)(a)発行者の株式の追加取得のために公開買付けを実施する場合若しくは(b)発行者の株式を追加で取得することによって発行者の上場維持基準に抵触するおそれが生じると合理的に認められる場合には、提出者は発行者に対してその旨を事前に通知し、発行者が要請する場合には、処分先、処分又は取得の時期及び方法その他当該処分又は取得に関する事項について、誠実に協議を行うことを合意しています。

そのほか、本資本業務提携契約において、提出者は、発行者の社内取締役2名を指名する権利を有しており、社外取締役候補者1名（監査等委員である社外取締役候補者）を推薦することで合意しています。

なお、提出者は、2024年11月20日付で株式会社三井住友銀行と普通株式8,330,000株について、有価証券担保契約を締結しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	13,600,942
借入金額計（X）（千円）	5,500,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	2024年11月15日付、第二種優先株式に付された取得請求権の行使により、普通株式8,330,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,100,942

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
株式会社三井住友銀行	銀行	福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2	5,500,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当なし		